

文化・教養	(一社)ビューティフルエージング協会寄付講座 人生100年時代を考える 11月 <b>【資産の承継対策としての民事信託の活用】</b> ～遺言と信託の違いについて考える～	A215 1000
-------	--	--------------

講座趣旨
<p>わが国は世界に例をみない急激な少子高齢化がすすんでおり、社会の在り方を抜本的に見直す時期にきています。人生100年時代の社会で、充実し安心して生活するためには、若いうちから学び、働き、人生設計を考えることが大切です。そのためには、国等に依存する（公助）だけでなく、地域での助け合い（共助）、自助努力（自助）が重要になっています。ビューティフルな人生を送るためには、自らを育てる“育自”が必要なのです。本講座では、高齢者から若い世代の方々へ「学び方」「働き方」「生き方」を考えていただく機会を提供していきます。</p> <p><b>※オンライン会議アプリの Zoom を使用した講座です。ご自宅などからご参加ください。</b></p>

講座開催概要	
日程	令和3年11月17日 水曜日
時間	午後3時～4時30分
定員	20人（先着制）
回数	1回
受講料	無料
教材	レジュメ資料 ほか
難易度	★★★
会場	ご自宅などからご参加ください
申込	WEB <a href="https://">https://</a>

【資産の承継対策としての民事信託の活用】 ～遺言と信託の違いについて考える～	
11月17日	<p>総務省統計局の調査では、我が国の総人口（2020年9月15日現在推計）のうち、65歳以上の高齢者人口は、3,617万人で、総人口に占める割合は28.7%と過去最多となっています。また、団塊の世代と言われる人々が、72歳から75歳を迎え、日本の人口は超高齢化社会への道を進んでいます。</p> <p>そういった超高齢化社会を背景に、相続の発生を想定した資産の継承や相続税対策について考える方が増えています。現在、資産承継の手段の一つとして、民事信託の活用が注目を集めています。相続法制では、できない資産の継承について、信託ではどのような活用方法があるのかを考えてみます。</p>

講師紹介（敬称略）	
<p>大庭 和夫（おおばかずお）KNR大庭FP事務所代表、1級ファイナンシャル・プランニング技能士</p> <p>企業の人事部門に15年以上にわたり所属し、50歳以上の社員を対象にしたライフプランセミナーの企画や講師を担当してきた。</p> <p>現在は、独立系FPとして起業し、ライフプラン設計、相続対策、不動産活用等の相談業務に従事している。また、神奈川県在住のファイナンシャル・プランナーで組織する社団法人の一員として、大学や企業等でセミナーの講師を行うなどの活動をしている。</p> <p>保有資格：AFP、宅地建物取引士、ライフデザイン・アドバイザー（BAA）</p>	